

## 【出席停止について】

学校保健安全法に基づく「出席停止」とは、

『**学校長の判断で、「学校において予防すべき感染症」にかかっている、かかっている疑いがある、かかるおそれのある児童の出席を停止させること**』

を言います。

そこで、新型コロナウイルス感染症については、次の①～⑤を「出席停止」扱いとしています。

- ①分散登校期間の授業がない日
- ②児童に発熱等の風邪症状が見られる場合
- ③児童に発熱等の風邪症状が見られ、早退した場合
- ④児童に感染の可能性が疑われる場合
- ⑤「感染が心配で休ませたい。」等の連絡が保護者からあった場合

何か心配なことがありましたら、学校まで御連絡をお願いいたします。